

資料提供
広報取材依頼

情報提供日	令和6年10月25日
問い合わせ先	大田市総務部人事課 (担当者名 川村)
	TEL 0854-83-8014

職員の働きやすい服装（ノーネクタイ・ノージャケット）での 勤務を通年で実施します

大田市では、5月から10月までをクールビズ期間としてノーネクタイ・ノージャケットなどの働きやすい服装での勤務を実施してきましたが、令和6年11月1日から、年間を通してノーネクタイなどの働きやすい服装での勤務を実施することといたします。

1. 目的

職員の働きやすい環境を整えることを目的とします。

2. 実施開始日

令和6年11月1日から、年間を通して実施します。

3. 対象者

すべての職員（再任用職員、会計年度任用職員等を含む）を対象とします。

4. 留意事項

- ・ 公務員として品位を損なわない節度ある服装とし、市民の皆さまに不快感を与えることのないよう適切に対応します。
- ・ 業務上および社会通念上必要とされる場においては、ネクタイ・ジャケットを着用するなど、適切に対応します。